

特記仕様書（工事編）

第1章 総則

第1条（適用）

1. この特記仕様書は、「社会資本整備総合交付金事業 東御中央公園遊具設置工事」における一般事項について適用するものとする。

第2条（通則）

1. 本工事の請負者は、実施要領、工事請負契約書、設計書、本特記仕様書等及び関係法規に基づいて施工しなければならない。
2. 請負者は本工事の施工にあたり、常に監督員と連絡を密にし、工事内容に疑義を生じた場合は、速やかに報告し、監督員の指示を受けなければならない。

第3条（施工管理）

1. 本工事の施工にあたっては、長野県建設部が定める長野県土木施工管理基準及び基準値、国土交通省が定める「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（改訂版）、日本公園施設業協会が定める「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024」に基づき行うものとする。

第4条（工事中及び仮設工事の安全確保）

1. 本工事においては現地の状況を十分に把握し安全性、施工等の検討を行い、請負者の責任において施工するものとする。また、作業時間外についても、容易に工事箇所であることが認識できるようにし、第三者が侵入できないよう対策を講じること。
2. 工事期間中は、夜間における安全確保のため、定期的な巡回を実施する他、照明やバリケード等の安全施設の安全点検を実施するものとする。
3. 工事施工に際し、事前に地下埋設物の調査を行い埋設物がある場合は、その管理者と現地立会いのうえ、該当物件の位置深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故発生の防止をしなければならない。
4. 請負者の責により地下埋設物に損傷を与えた場合は、監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。

第5条（工事現場管理）

請負者は、工事の施工にあたり、過積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

第6条（安全訓練等の実施）

本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について工事着手後原則として作業員全員の参加により実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 本工事における安全対策訓練
4. その他、安全訓練として必要な事項

第7条（工期及び作業時間帯）

工期は、令和7年1月31日までとする。

第2章 材 料

第8条（提出）

工事に使用する材料は、品質を証明する資料（品質証明書、成績表）を提出しなければならない。

第9条（工法、材料の変更）

1. 請負者は監督員の承諾を得た場合は、工法、材料の変更をする事が出来る。ただし、契約変更の対象としない。
2. 請負者は変更する工法、材料については、工事目的物の品質、性能及び施工の安全性が確保されていることを確認し、監督員の承諾をえなければならない。
3. 上記品質の確認に係る経費用は、請負者の負担とする。

第3章 施 工

第10条（遊具施設工）

1. 設置する遊具について色彩など細部で選択が必要な事項が生じた場合、監督員と相談すること。
2. 遊具の安全領域を確保し、位置を決定するものとする。

第11条（その他）

1. 既存施設を損傷させた場合は請負者の責任において施設の復旧を行うこと。
2. 地表面に露出する構造物は面取りを行うこと。